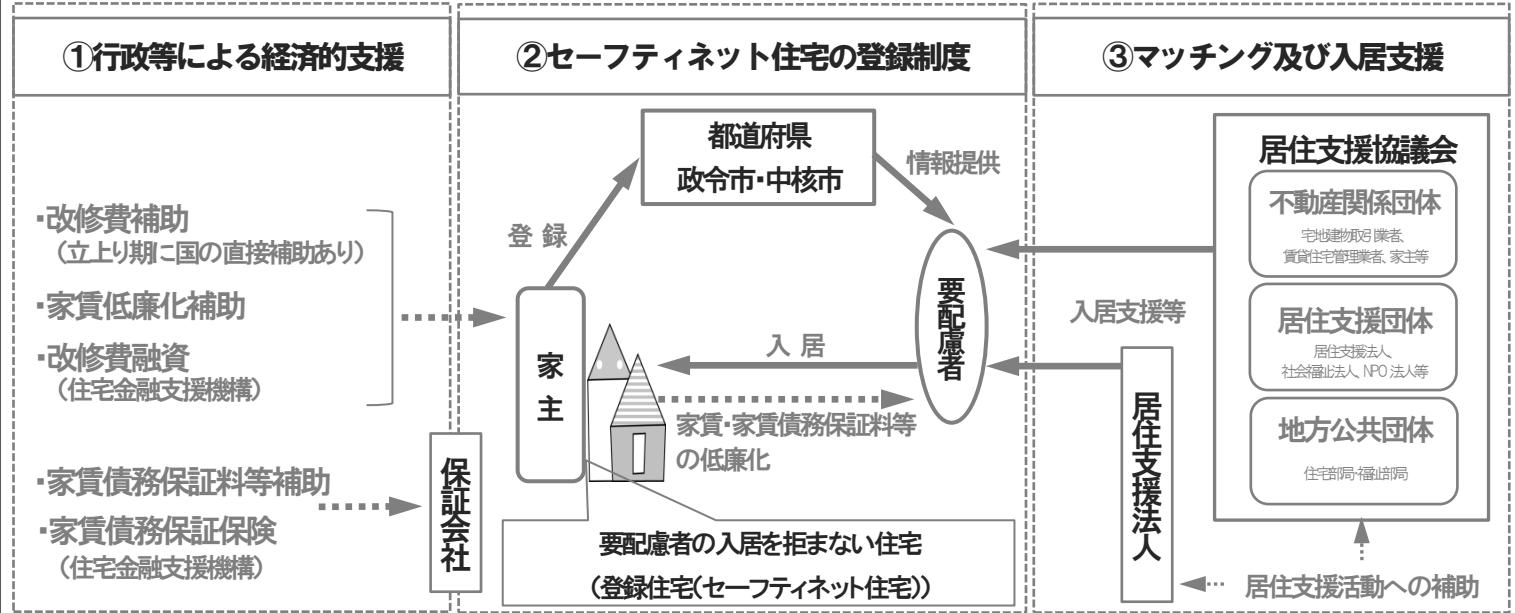


【新たな住宅セーフティネット制度の経緯】

我が国の住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については、1951年に施行された公営住宅法によって全国各地で建設されてきました。一方で、人口は2008年をピークに減少し、2060年には約8,600万人にまで減少すると予測されています。人口減少が進むとともに、戸建住宅の空き家や賃貸住宅の空き室等も増えており、これらの総数は平成25年時点ですで約820万戸にまで拡大しております。このような状況下、単身の低所得高齢者をはじめとする住宅確保に配慮を要する方々が多く存在するものの、空き家・空き室へスムーズに入居できない実態がありました。政府は、平成28年から厚生労働省・国土交通省の担当局長級・課長級で構成する『福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会』を開催し、福祉政策と住宅政策の連携強化に向けて取り組んできた成果の一つが、『新たな住宅セーフティネット制度』になります。

【新たな住宅セーフティネット制度の3本柱】



【ちんたい協会作成の各種ガイドブック】

公式サイト [\[https://www.chintai.or.jp\]](https://www.chintai.or.jp) より無料ダウンロードができます。



◎ 上記のほかにも、様々なガイドブックがございます。[無料領取]

【ご質問・ご相談窓口】

住宅セーフティネット制度に係る住宅の登録方法・補助対象工事・各種補助・賃貸借契約の内容等については、賃貸住宅のある自治体(居住支援協議会)へお問合せください。

【ガイドブックに関するお問合せ先】

[略称：ちんたい協会]

(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会

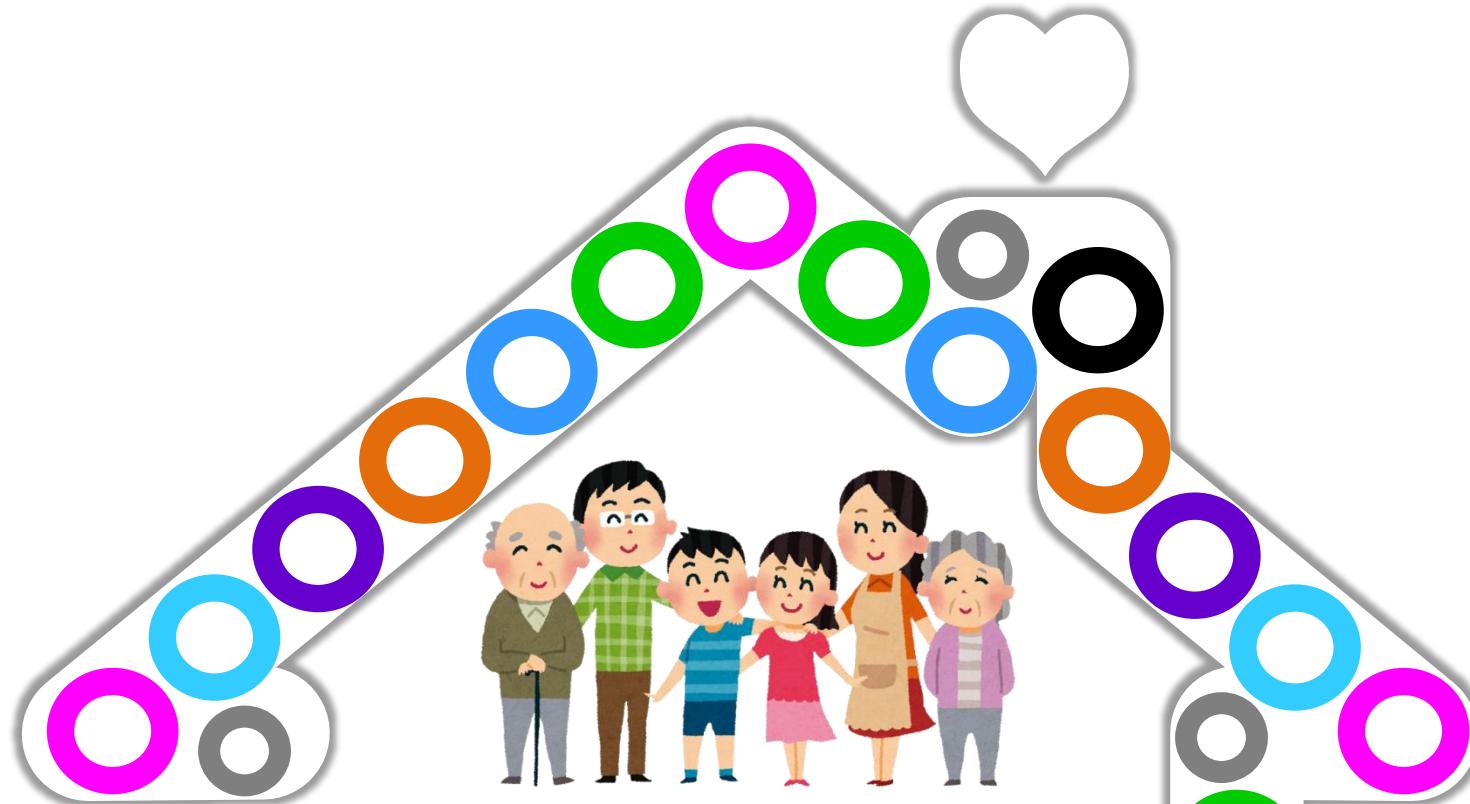
0120-37-5584

受付時間：(平日) 月・水・金 10時～17時
※休暇及び年末年始は除く

住宅確保要配慮者の受け皿は、長年、公営住宅が担ってきました。

しかし、少子高齢化、人口減少、さらには空き家問題を背景に、国民のライフステージやライフスタイルも踏まえ公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅を主軸とする既存住宅を活用した住宅セーフティネット機能の強化が求められていました。このため、平成29年10月、『改正住宅セーフティネット法』が施行され、新たな住宅セーフティネット制度が開始いたしました。

多くの家主が空き家・空き室問題に困惑されているなか、この問題解決のために、所有されている空き家・空き室を同制度に登録して、必要な改修を行っていただき、住宅確保要配慮者へご提供ください。



【家主さん向け】 空き家や空き室を 新たな住宅セーフティネット制度で 登録・改修していただくための ガイドブック

要配慮者への対応についてのFAQ

www.chintai.or.jp/guidebook/safetynet/faq.pdf



作成：公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 [略称：ちんたい協会]

協力： 厚生労働省 国土交通省 後援： 内閣府



新たな住宅セーフティネット制度に係る『よくある質問（FAQ）』

Q1. 新たな住宅セーフティネット制度とは？

A 1. 空き家や賃貸住宅の空き室を活用し、
住宅確保要配慮者へ提供する制度になります。
同制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない
賃貸住宅の登録制度が創設され、登録された住宅は、
一定の要件で、適正な改修工事への補助や融資、また
入居者の負担軽減のための支援が可能です。

制 度



Q2. 住宅確保要配慮者とは？

A 2. 主に住宅弱者の方々で、
①低額所得者〔月収 15.8 万円以下〕
②被災者〔発災後 3 年以内〕
③高齢者
④障害者
⑤子ども（高校生相当まで）を養育する者
⑥その他、国土交通省令で定める者
になります。

要配慮者



Q5. 登録する住宅の構造上の基準等はありますか？

A 5. はい、あります。原則として、
①床面積が 25 m²以上
②耐震性があること〔新耐震基準に適合〕
③台所・便所・洗面・浴室等の設備が整っていること
等の基準があります。なお、共同居住型住宅（シェア
ハウス）の場合は、住宅全体の床面積が 15 m²×人数
+10 m²以上、一人の専用居室は 9 m²以上等の
別の基準があります。

基 準



Q6. 登録した住宅への補助はありますか？

A 6. はい、あります。
①国による改修費の直接補助
②自治体を通じた改修費や家賃低廉化、家賃債務保証
料等低廉化への補助があります。

支 援



Q9. 居住支援協議会等が必要と認める工事とは？

A 9. 主に、「入居者の身体等の状況に応じて
必要となる工事」、「安全性能の向上工事」、「防音性・
遮音性の向上工事」、「ヒートショック対策工事」、
「防火・消火対策工事」、「高齢者・障害者・子育て世
帯等を支援する施設の整備」に係る工事で、居住支援
協議会ごとに対象を定めています。

対象工事



Q10. 改修費への融資はありますか？

A 10. はい、あります。
独立行政法人住宅金融支援機構（JHF）による改修
費融資があります。融資対象費用の 8 割を上限として
返済期間 20 年以内、全期間固定金利となります。
具体的な金利は JHF のホームページを参照。

融 資

| | | |
|---------------|---------------------|-------------------|
| 返済期間 10 年以下 | 年利 1.42% (年利 1.17%) | ※2021 年 7 月 1 日現在 |
| 11 年以上 20 年以内 | 年利 1.77% (年利 1.61%) | ※()内は耐震改修工事を行う場合 |

Q12. 家賃債務保証料等低廉化補助とは？

A 12. 低額所得世帯が入居する場合、
その負担を軽くするために国土交通大臣の登録を受け
ている家賃債務保証業者等が、家賃債務保証料や
孤独死・残置物に係る保険料を下げたときは、自治体
の判断で、最大 6 万円の補助が受けられます。また、
この補助についても、行うかどうかは A11 と同様に
なります。

保証補助



Q13. 家賃設定はどのようにすればよいですか？

A 13. 登録住宅の家賃は、近傍同種の住宅の
家賃と均衡を失しない額に設定する必要があります。
国と自治体による改修費補助、家賃低廉化補助を
受けた場合でも同じ条件です。
ただし、国から直接改修費補助を受けた場合には、
公営住宅の家賃以下にしなければなりません。

家賃設定



Q14. 入居者が要配慮者でなくなった場合は？

A 14. 「要配慮者であること」は、入居時の
要件となりますので、専用住宅の入居者が要配慮者で
なくなった場合であっても退去を促す必要はありません。
つまり、入居後に要配慮者でなくなってしまい支
えございません。
何かしらの理由で契約期限を区切る場合は、
『定期建物賃貸借契約』をご利用ください。

契 約



Q15. 物件情報は公開されますか？

A 15. はい、広く公開されます。
専用 WEB サイト『セーフティネット住宅情報提供シス
テム』で物件情報が公開されますので、自治体や居住
支援協議会等が要配慮者へ直接、紹介することができます。
また、上記専用 WEB サイトと並行して、民間の
賃貸情報サイトにも掲載することができます。

情報公開

